（別紙１６）

愛媛県土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工（ステップアップ型））「受注者希望型」特記仕様書

（適用）

第１条　本工事は、受注者が３次元データ等を活用する「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工（ステップアップ型））」（以下、「ＩＣＴ活用工事」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県ＩＣＴ活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

（ＩＣＴ活用工事）

第２条　ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す①～⑤の施工プロセスの各段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

①　３次元起工測量（単点計測技術）

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元測量データを取得するために以下1)～3)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

1）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
2）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
3）RTK-GNSS を用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

該当なし

③　ＩＣＴ建設機械による施工

下記1)に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。

1）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて河川・海岸・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。

④３次元出来形管理等の施工管理

③の施工における出来形管理及び品質管理は、以下のとおり行うものとする。

〔出来形管理〕

出来形管理にあたっては、下記の1)～6)による出来形管理を実施するものとする。

1）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
2）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
3）RTK-GNSS を用いた出来形管理
4）施工履歴データを用いた出来形管理
5）モバイル端末を用いた出来形管理
6）地上写真測量を用いた出来形管理

〔品質管理〕

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。

⑤　３次元データの納品

①④による３次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続き）

第３条　受注者は、ＩＣＴ活用工事の施工に先立ち「愛媛県ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）

第４条　ＩＣＴ活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」「ＩＣＴ活用工事積算要領（国土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、３次元起工測量、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

（監督・検査）
第５条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたＩＣＴ土工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

（工事成績評定）
第６条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

（現場見学会等の実施）
第７条　受注者は、発注者が本工事の工事現場でＩＣＴ活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

（その他）
第８条　ＩＣＴ活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。